

事件の表示 平成22年(ノ)第546号

(本案 平成22年(ワ)第497号 敷金返還請求事件)

決 定

東京都 [REDACTED]

申立人 (原 告)

[REDACTED]

福岡市 [REDACTED]

相手方 (被 告)

株式会社 [REDACTED]

同代表者代表取締役

[REDACTED]

上記当事者間の調停事件について、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

- 1 相手方は、申立人に対し、本件和解金として 17万5000円 の支払義務があることを確認する。
- 2 相手方は、申立人に対し、前項の金員を、平成22年9月30日限り、申立人名義の [REDACTED] 銀行の普通預金口座 ([REDACTED] [REDACTED] 口座番号 [REDACTED]) に振り込んで支払う。
- 3 相手方が前項の支払を怠ったときは、相手方は、申立人に対し、第1項に定める金員から既払額を控除した残金に対する平成22年10月1日から支払済みまで年5パーセントの割合による遅延損害金を支払う。
- 4 申立人はその余の請求を放棄する。
- 5 申立人及び相手方は、本件に関し、本条項に定めるもののほか、何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。
- 6 訴訟費用及び調停費用は各自の負担とする。

事 実 及 び 理 由

1 請求の表示

申立人の相手方に対する、当事者間の平成15年3月15日付け賃貸借契約(賃貸物件 [REDACTED] 2号室) に基づき申立人が相手方に対して交付した